

認定社会福祉士制度 研修認証規則

2011年10月30日

規則第1号

沿革 2012年5月20日改正

2013年6月2日改正

(目次)

- 第1章 総 則
- 第2章 研修認証委員会
- 第3章 研修の認証
  - 第1節 認証
  - 第2節 更新
  - 第3節 取消し
  - 第4節 不服申立
- 第4章 補 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 認定社会福祉士認証・認定機構定款（2011年10月30日制定）第4条第1項第2号の規定に基づき、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の認定要件となる研修の認証に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において研修とは、その他名称のいかんを問わず社会福祉士が知識の獲得及び技術を向上させるために受けるものをいう。

2 研修認証とは、社会福祉士に対する研修の実施内容及び条件等を評価し、認定社会福祉士制度の研修認証基準に適合するものを認証することをいう。

第2章 研修認証委員会

(研修認証委員会)

第3条 研修認証に関する事項の審議を行うために、認定社会福祉士認証・認定機構（以下「機構」という。）内に研修認証委員会を置く。

第4条 研修認証委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1)認定社会福祉士の認定、更新及び再認定の要件である研修の認証に関すること。

(2)認定上級社会福祉士の認定、更新及び再認定の要件である研修の認証に関すること。

第5条 研修認証委員会は、機構長が会員の構成員及び学識経験者の中から選任し、理事会の承認を経て委嘱した委員をもって構成する。

第6条 研修認証委員会の構成及び運営については、別に定める。

(研修審査員)

第7条 研修認証委員会の下に、研修認証委員会を補佐する研修審査員を置く。

2 研修審査員は、研修認証委員会が選任し機構長が委嘱する。

### 第3章 研修の認証

#### 第1節 認証

(認証の対象)

第8条 各種研修の実施団体は、社会福祉士に対する各種研修について本機構の認証を受けることができる。

2 社会福祉士を基礎資格として活用する制度における研修の扱いについては別に定める。

(認証の要件)

第9条 認証の要件は別に定める。

(審査申請)

第10条 認証を希望する研修実施団体は、定められた申請書類を、機構が定める審査料とともに機構に提出しなければならない。

(審査)

第11条 審査は、研修認証委員会が、原則として毎年1回以上行う。認証申請書の審査によって行う。なお、申請に至る過程で必要な助言、指導等は、本機構により随時行われる。

第12条 研修認証委員会は、研修審査員の審査結果に基づき、研修の認証に関する総括審査報告書を作成し、理事会に報告する。

(認証)

第13条 理事会は、研修認証委員会において基準に適合すると認めた研修について認証し、認証証を発行する。

(同一団体からの別途の申請)

第14条 既に認証を受けた研修実施団体が、新たな研修を行う場合には、当該研修に関して新たに認証申請を行わなければならない。

(研修の他機関への委託)

第15条 認証された研修を実施する団体は、当該研修の開催企画、実施、評価及び修了証の発行の一部を原則として他の既に認証を受けた研修実施団体に委託することができる。ただし、申請時に委託について申し出なければならない。

(申請内容の変更)

第16条 認証時に提出されている申請書類の内容に変更が生じた場合は、研修実施団体は遅滞なく本機構に届け出ることとする。

(認証の有効期間)

第17条 認証の有効期間は、認証された研修の開始の日より3年間、認証更新の日より6年間とする。ただし、第22条の規定により認証を取り消されたときは認証の有効期間に関わらず研修認証は取り消された日をもって終了する。

#### 第2節 更新

(更新)

第 18 条 研修の認証は、初回は 3 年後に更新し、その後は 6 年ごとに更新する。

2 更新に際しては、研修実施団体より提出された自己評価報告書に基づき評価を行う。

(経費の負担)

第 19 条 研修の認証及び更新申請、事前の助言指導等に関して必要な経費及び認証後の経費は別に定める基準に従い、研修実施団体が負担するものとする。

2 前項の経費については、減免することができる。減免の要件は別に定める。

(認証後の遵守事項)

第 20 条 認証を受けた研修実施団体は、研修の案内、その他の文書に本機構により認証された研修であることを記述する。

2 認証を受けた研修の実施団体は、本機構が定める認証にあたっての遵守事項を遵守するものとする。

(研修認証の公表)

第 21 条 認証を受けた研修及びその実施団体の名称は、本機構のホームページに公表する。

### 第 3 節 取消し

(認証の取消)

第 22 条 研修認証は、次の各号に掲げる事由により、研修認証委員会及び理事会の審議を経て、機構長が研修の認証を取り消し、本機構のホームページに公表する。

- (1) 研修運営に関して認証申請書記載内容と著しく差異が生じたとき
- (2) 認証基準に著しく違反する事実が確認されたとき

### 第 4 節 不服申立

(不服申立)

第 23 条 次の各号に掲げる場合は、不服申立をすることができる。

- (1) 認証申請した研修が認証されなかったとき
- (2) 認証が取り消されたとき

(審査手続き)

第 24 条 不服申立審査手続きについては、別に定める。

## 第 4 章 補 則

(改廃)

第 25 条 この規則の変更は、総会の決議を経るものとする。

(委任)

第 26 条 この規則に定めるものの他、研修認証に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、総会の承認の日（2011年10月30日）から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の日以前に行われていた研修の取り扱いは別に定める。

附 則（2012年5月20日）

この規則は、5月20日から施行する。

附 則（2013年6月2日）

この規則は、6月2日から施行する。